イエメン現代史

ダッアーンの和平以前のイゼット将軍とイエメン人との戦争

トルコの将軍アハマド・イゼット・パシャ (注:24) とイエメン人達との戦争が、アシール地方で始まった。そこではムハンマド・ブン・アリー・アルイドリースィーが彼に対して挑戦していた。それはイエメンへ攻撃が届かないようにするためだった。(特にイマーム・ヤヒヤーがトルコ人達に対して革命を宣言し、サヌアーへの進軍を始めてから後は、彼とイマームがお互いに接近し、その事が彼を勇気づけたのだった)。上述の年(1911年)に和平が結ばれた後、ヤヒヤーとアルイドリースィーの両イマーム間の関係にひびが入った。また彼にはトルコ人達にアシール地方での彼の特別な立場を認めさせる、という目的もあった。アルイドリースィーはトルコ人達との戦いで孤立し、しばしばイタリア人達に助けを求めた。また他の場合にはイギリス人達や、イブン・サウードや、1816年にトルコ人達に対してアラブの反乱を宣言した後の(メッカの)太守フセインに助けを求めた。これについては後で別の章で学ぶ。トルコの攻撃に対するイマーム・アルイドリースィーの戦いについては、彼はそれをアシール地方で、多数のトルコ人将校達を逮捕し、電話線を切断し、税務署の長官や官吏スワイディ・アファンディ(彼はナディール山に追放されたのだが)を逮捕することによって始めた。(注:24)「イエメンのオスマーン統治」ファルーク・オスマーン・アバーザ著 P. 260。これはジャマール・パシャの日記、アルアハラーム7紙(1911年 2、7、8月第10012、10150、10127号)及び「イラク問題の歴史」ムハンマド・アルマハディー・アルバシール著 P. 26 に依拠し、引用要約している。

同様にアルイドリースィーは、イエメンへの攻撃においてオスマーン・トルコ軍と協力していた太守フセインの軍隊に抵抗していた。その攻撃の目的は、オスマーン・トルコの統治に反対する革命の鎮圧で、その軍隊はライスの町を合流点かつ出発点にしていた。

アルイドリースィーはトルコ人達を通し、自らの行動に関して軍事的精神的戦いに直面していた。そしてこの事が当時のアシール山地の首都であったアブハーの町に対する包囲を解かざるを得ない状況へと彼を追いやった。そして彼は隣接するフィーファー山地へと撤退したのであった。

トルコの将軍イゼット・パシャはアルイドリースィーと小競り合いをしていた。そのため、イエメンへの彼の行軍日程がしばしば遅れることになった。その小競り合いはトルコ軍が逗留していた町や村の飲料水を分断することを目的としていた。そのためトルコ軍は多くの困難を抱えていたが、上述の攻撃でアルイドリーシー軍とオスマーン軍との間で起こった最悪であり、且つ最も有名な戦闘は、アシール地方のジーザーン峠で起こったものであり、オスマーン軍は28,000の兵卒中に死者、負傷者、捕虜を抱え込み、耐え忍ばざるを得なくなった。また事実、この戦闘は直接当事者間に和平交渉を行わせる影響を与えた。この様なトルコ軍攻撃部隊の甚大な損害は、トルコ議会の代議員により内政監視官ヒラール・ベクに対して、トルコ軍に降りかかった敗北の原因について回答を求める事を導いたのであった。ヒラール・ベクはイエメンの反乱分子達がトルコ軍に仕掛けた罠にトルコ軍が引っ掛かってしまった、と言うことを彼等代議士達に伝える簡略した言葉で返答するのみであった。

イエメン人達とイゼット将軍との間の戦闘は、将軍がホダイダからサヌアーへ向かう途上であった。この時の戦闘はアシール地方で発生した戦闘に比肩するものであった。歴史家であるアルワーシーは彼の歴史書の中でその事の幾つかを指摘している。(注:25)

「イゼット・パシャはホダイダを出ることになったが、マフハク地方に到着するまで、道中での戦闘は絶えることがなかった。その後バイト・アッサラーミーとカムラーン地域で大きな戦闘が起こり、大勢の犠牲者が出た。アラブ側の戦死者は、一万人であった。トルコ人達がシナーン・パシャと名付けた堅牢な中継基地に面したシャウバーン村で大きな戦闘が起こり、アラブ側とトルコ側の双方が入り乱れ、剣や刀での切り合いになっ

た。この時イゼット・パシャはこう語った。「この戦列に加わっている者達の内、1000人がもしトルコ軍にいれば、我々はヨーロッパ全域を得られるのだが」。

(注:25) 「イエメン史における悲惨と貧困の調査」 アブド・アルワーシー・アルワーシー著第1版 P.316

この道中での戦いはサヌアーに面するラース・アスルに至まで絶えることはなかった。犠牲者の遺体は埋葬の上に埋葬を重ね、その後にも路上には何日にもわたって、腐乱死体の腐臭が漂っていた。この戦闘により、戦闘の継続と陣地を保持する意味合いを両者とも弱めていった。そして合意への到達、鎮静化と平和の実現への期待感が双方に増していった。西暦1911年4月5日の朝、蜂起したイエメンの諸部族は(注:26)、サヌアー周辺の彼等の本拠地を後にして、北方へ撤退した。

(注:26) 「イエメンのオスマーン統治」ファルーク・オスマーン・アバーザ著 P.223

それは当時の最新兵器で装備され、また最新の戦法で訓練されたオスマーン帝国の兵力と相対する戦闘に益無し、と確信してのことであった。帝国の兵力を率いていたのはイゼット・パシャであり、彼には成功を収め得る戦闘計画を立案する事、及び軍事的能力が満ちている軍隊の指揮を執る事に優れた技術を有している、という名声があったのだった。彼は同日夕刻にサヌアー入りを果たした。そしてそれはサヌアー城内からは、そこに包囲されていたトルコの総督のムハンマド・アリーリー・パシャが、彼(イゼット)の侵入を容易にならしめた後のことであった。

イマーム・ヤヒヤーはと言えば、イゼット・パシャの侵入及びサヌアーへの攻撃後、シャハーラの町へと移動してしまった。イゼット・パシャはサヌアーを征服し、そこに対する包囲を解くことが出来たのもかかわらず、イマーム・ヤヒヤーとの和平交渉に入らざるを得なかったが、それは二者択一のより良いものであった。即ち第2番目の選択肢というのはイエメンにおけるトルコ政府に対するイエメン人の革命を消滅させることを継続して行う、ということであったが、これは莫大な費用とトルコ人達の多大な犠牲を必要とするのであった。そしてその代価にもかかわらず、イエメン統治においては継続的な成功を包括し得ないのであった。ムハンマド・アリー・パシャ総督が、サヌアーの北部で行った攻撃の失敗、それはイゼット・パシャ将軍がサヌアーに入城し、明記すべき事柄を果たすことが出来ずに、サヌアーに彼の軍隊と共に戻った後のことであったが、トルコ人達に対して和平の必要を説く要因を増やすこととなった。

イマーム・ヤヒヤーとオスマーン帝国の和平条約

イゼット・パシャはイマーム・ヤヒヤーとの交渉を開始し、二国間の戦争を終わらせるための和平条約の締結に努力した。(その条約というのは)イマームに対しては、より大局的な立場からイエメンにおける大幅な統治委任権を与え、同時にオスマーン帝国対しては、トルコの物質的かつ精神的な影響力をイエメンにおいて保持させようとするものであった。オスマーン帝国は我々が知っての通り、アハマド・イゼット・パシャ総督に、イエメンにおける事態を安定化し、条約締結のサインをするため、大幅に権限を委任していた。日時と場所が決まった後、イゼット・パシャはイマーム・ヤヒヤーと会合するため、少数の供を連れてダッアーン村(イムラーンの村々の一村)向かった(注:27)。

(注:27) 「イエメンのオスマーン統治」ファルーク・オスマーン・アバーザ著 P.270

一方, イマーム・ヤヒヤーはイゼット・パシャを滞在させるための小さな館を既に用意していた。イムラーン山脈の或る山の頂上に位置する前述の村が選ばれたのは, それがトルコとイエメンの両側から(等しく)影

響力を受ける地域(の真ん中)にあるためであった。ワースィー教授が、両代表によるこの外交的会見のはっきりした光景を示し、こう言っている(注:28)。「既にイマームは数万の軍隊と共に、何人かの将軍や彼の腹心をこの地(ダッアーン村)に集めていた。一方イゼット・パシャは、アラブ人やトルコ人から成る国家の参謀達の一団、その中には著名な裁判官であるアブドッラー・ブン・フセイン・アルオムリーもいたが、と供に出発していた。そしてイゼット・パシャとその一行がイムラーンに到着するや、アラブとトルコ両国民がそれに依存(期待)しているところの偉大なる骨折り(和平条約のこと)に対し、彼を歓迎しようと要塞から挨拶のサインとして祝砲が撃たれ、歓声が上がった。イマームは既にイゼット・パシャの歓迎の為に、部族の指導者や(村々の)行政司法を司る「マシュヤフ」の長から成る一団を派遣した。そして彼等とダッアーンまでの距離が30分になったとき、数千人の兵士達が彼等を迎え、挨拶のしるしとして銃を空に向けて撃った。彼等は、イマームと祖国を賞賛する好戦的で情熱的な幾つかの歌を歌った。それは〔同志たるイエメンの慣習(伝統)〕と名付けられていた。勇気が彼等の顔に輝いている。そして流血を終わりにし、財産と道の安全とを保持し、恐怖を押しやる条約(の成立)を見たとき、人々は歓喜と喜びを共有化した。

(注:28) 「イエメン史における悲惨と貧困の調査」アブド・アルワーシー・アルワーシー著第1版 P.319

ファルーク・オスマーン・アバーザ博士は著書「イエメンのオスマーン統治」の中で前述の歴史家アルワーシーの文章の数段落に言及し次の様な言葉を付け加えている。「アルワーシーは続けて言っている。(注:29) 『即ちこの日は金曜日に当たっていて、イゼット・パシャのダッアーン到着後、説教師がこの状況に相応しい素晴らしい説教をした。アッラーとムハンマドを称賛し、この合意と圧倒的な賛成に感謝し、人々を合意と分裂反対へとせき立てた。そしてこの事は、それに適したクルアーンとハディースを解釈後のことであった』

それからアルワーシーはこの和平条約が締結された歴史的な日の出来事について、明確に付け加えている。「そして 2 時間後ドアの周りを銃を持った分隊が取り囲んでいるイマームの滞在場所にイゼット・パシャが向かって行った。『アッサラーム・アライクム』と一通りの挨拶を交わした後、両者は和平条件に対する署名を行った』と」。

(注:29) 「イエメンのオスマーン統治」ファルーク・オスマーン・アバーザ著 P.270

イマーム・ヤヒヤーの代表団の長は、法官(カーディー)であったフセイン・ブン・アリー・アルウムリーであった。一方イゼット・パシャ将軍の代表団の長は、アジーズ・アリー・アルミスリーとサリーム・アルジャザーイリーであった。

和平合意締結後サヌアーへ、イゼット・パシャが戻った時、サヌアーの広場において公のパーティーが催された。そこで人々に合意内容が朗読された。続いてカーディー(法官)のアリー・ブン・フセイン・アルマグリビー、彼はサヌアーの大学者の一人であったが、彼は和平を賛美し、人々にその尊重と保持を呼び掛けながら、説教を行った。人々は喜んで和平と対面した。即ち彼等が自分達の元の状態に戻り、自然に日常生活や行動を遂行するチャンスが与えられたからであった。

和平交渉の成功を助けたものは多々あったが、その中で重要なものは次のものである。

- 1-トルコ、イエメンの間で起こった戦争で両者が直面した困苦。
- 2-交渉で両サイドの代表団が果たした役割。
- 3 他の調停者達の仲介による両サイドの意見の歩み寄り、そしてイエメンにおける状況を安定化させ、同時にオスマーン帝国とイマーム・ヤヒヤーの(権益の)存在を保持する為の合意に到達することを両サイドに促したこと。この調停者達の中には、スルターンのアハマド・ファドル・ムフセン・アルアブダリーと(メッカ大守であった)アッシャリーフ・フセインがいた。後者はイマーム・ヤヒヤーに対して、もしト

ルコ人達の軍事力について脅迫染みた言葉を使っていたとすれば、それは歩み寄りや(和平に)引きつける言葉を使うよりも多用していたのであった。スルターンのアルアブダリーはイマーム・ヤヒヤーと書簡を取り交わし、彼が提唱していた宗教の名の下にイマーム・ヤヒヤーに早急に合意へと到るよう促した。

4 - イタリアが(リビアの)トリポリを攻撃し、海上からそこに砲撃を加え、その海岸の殆どの町を占領したこと。またイタリアはムハンマド・ブン・アリー・アルイドリーシーが、アシール地方の彼の拠点を支えるために支援を要請した国でもあった。その当時の関係者達の状況は、彼がイマーム・ヤヒヤーに敵対行為を示しており、それはアッシャリーフ・フセインがオスマーン帝国の代表者達と和平交渉を開始してからのことであり、イタリアはまたイエメンにも野心を持っていた。

上述の事全てに次のことが付加される。トルコのイゼット・パシャ将軍が、イマーム・ヤヒヤーとの交渉の際に示した経験と、彼がイマーム・ヤヒヤーの臣下の主だった者達に提供した贈り物のことである。後者の出来事について、同時代のイギリス人の重要人物であったジェイコブが描写しているが、彼はそれらが浪費の極致まで達している、と書いている(注:30)。

(注:30) 「イエメンのオスマーン統治」ファルーク・オスマーン・アバーザ著 P.276

加えて前述の将軍による攻撃の際の部隊がなおイエメンに存在していた。

和平協定、そしてダッアーン協定として知られているものの条項は、以下の通りである。(注:31)

- 1-イマームはザイド派に属する司法権を有する統治者する(以下ハーキムと呼ぶ)を選び、(オスマーン・トルコのアラブ)州はそれを伝達される。それ(州)はその件についての枢密院の信任を得るために、イスタンブールに連絡する。
- 2-イマームが表わす不平を考慮するための控訴裁判所を設置する。
- 3 この法廷の拠点はサヌアーとする。イマームはその長官とメンバーを選出し、その任命に対してトルコ政府が信任する。
- 4 懲罰の裁定は元老院の承認、スンニー派の意向の発令のためにイスタンブールへ送られる。それはハーキムが、調停に努力しそれに成功しなかった場合のことである。そしてその裁定は4ヵ月を越えないという 条件で、承認と意向の発令後でなければ実行されない。
- 5-もしトルコ人の官吏の一人でもその地位を悪用した場合、イマームはこの事を州の行政府に対して明らか にする権利を有する。
- 6-トルコ政府は、シャーフィー派やハナフィー派に属する人々が住んでいる地方において、イエメン人達以 外からシャリーア (イスラーム法) に則ったハーキムを任命する権利を有する。
- 7 様々な学派の主張を考慮するためにシャーフィー派やザイド派のハーキムから成る混合裁判所を形成する。
- 8 法的申立てを裁くための地方巡回裁判所の運営者の名のもと、オスマーン・トルコ政府は地方行政官を任命する。この事は政府各地方機関の長が、政府の地方行政府の拠点と(事件発生地との)往復の煩雑さに追われることに対処したものである。
- 9-寄進、遺言に関する問題は、イマームに委ねられる。
- 10-オスマーン政府は、山岳地帯を除いた地域で、シャーフィー派とハナフィー派のハーキムを指名する。
- 11-和平条約以前に生じた政治犯の恩赦、並びにトルコ政府に提供すべき夫役と納税義務の免除。
- 12-貧困と国土の荒廃のため、またトルコ政府との完全な関係(の修復)のため、アルハブとハウラーン地方の居住民に対し、向こう10年間は、政府に提供すべき夫役の徴収を免除する。

- 13-政府に提供すべき夫役の義務は法的見解に従い行われる。
- 14-仮に、ハーキムの抱える公徴税人か、もしくは政府の抱える公徴税人に対して、申し立てが生じた際には、 徴税人の義務として直属上司たる該当のハーキムに同行して、調査究明に立会い、下された裁定には従わ なければならない。
- 15-直接的にせよ、或いは枢密院もしくはシャリーア (イスラーム法) の司法権を有する統治者を通じてにせ よ、イマームに対して贈答の権利がある。
- 16-イマームは政府に対し、生産物の十分の一を納入する義務がある。
- 17-向こう10年間、アーニス地方のシルク山に対しては、直轄地税の徴収の廃止。
- 18-サヌアーと近郊のヒラーズ、イムラーンに居住する者達の内、イマームの人質となっている者を解放すること。
- 19-政府官吏及びイマーム直属の配下の者達は、平静さや身の保証に注意せずとも、イエメンの諸方面への巡遊が可能である。
- 20-以上の条項を承認するスルターンの勅令の後は、トルコ政府並びにイマームが双方合意の下に設定した国境線を相互が侵犯せぬことを義務として課す。
 - (注:31) 「イエメンのオスマーン統治」ファルーク・オスマーン・アバーザ著 P.282

ダッアーン協定とイマーム・ヤヒヤーが提示した条項との分析的比較研究

ダッアーン協定の条文を調べ、更にそれをイマーム・ヤヒヤーの協定書の条項、つまりイエメンにおける情勢の安定化のために、イマームとオスマーン帝国との間で取り交わした協定のベースとしてイマームが提示した条項を、比較してみると、我々には次の事が分かる。

まずイマーム・ヤヒヤーは既に第1条項において、裁定が高貴なるシャリーア(イスラーム法を意味するが、ここはイマームの属するザイド派の法学を意味する一訳者注一)に沿って充分調和的に適合することを要求していた。しかしその条項に関して言うと、ダッアーン協定はそれを除外している。何故ならそこにはイマームからの暗黙の主張が存在するし、またその第1条項をオスマーン帝国が認めると、イエメンでの統治においてイスラームのシャリーアに応じた統治が出来ない、という暗黙の承認が存在するからである。

同様にダッアーン協定は、イマーム・ヤヒヤーが(提示した)条項の中の第6条項も除外した。これは明らかに、イエメンにおけるトルコの官吏達が、アッラーや神の使徒が命じた様にシャリーアにある処罰の施行を 無力化していた、と述べ立てているからだ。

イマーム・ヤヒヤーが、シャリーアの法官達の罷免の権利や任命を自由にやれる様に、と望んだ第2条項に関しては、既にダッアーン協定の第1条項において修正がなされている。それは以下の様な規定となっている。それは、イマームがザイド派のハーキムを指名するが、その際その選択を承認させるため、州の行政府への伝達を伴ってイスタンブールにもそれを伝える、というものである。またダッアーン協定の第6条項においては、次の様に規定している。「トルコ政府に対しては、低地帯や海岸沿いのティハーマにおいて、イエメン人以外の人々の中からハーキムを選ぶ」と。これらの地域は、トルコ政府がダッアーン協定の設定時において、その影響力を行使しながら保有している地域であった。ダッアーン協定が規定しているこの第6条項は、イエメン分割を確固たるものにしている。

トルコ人達はそういう条項を設定することで、彼等がその地区へ滞在して影響を与えながら駐在し続けるかぎり、この第6条項は一時的で、(将来トルコの影響力が復活する)と信じていた。一方イマーム・ヤヒヤーは現状を認識することに、次の様な事を考えながらこの(協定書の)文章に同意した。即ち現状の全てを一押

しで変更することは容易でない、という現状を認めながらも、いずれ遅かれ早かれオスマーン帝国からの独立、 という決定的な変革が訪れることを待っていたのである。

同様にダッアーン協定は、前述のイマーム・ヤヒヤーが設定した第2条項を第7条項で修正した。その第7項目というのは、様々な法学派の陳述(即ちシャーフィー派とザイド派の内の一つを信奉する両議論者の陳述)を検討するために、両派のハーキムによる混合裁判所を組織する、と規定している。またオスマーン政府は、シャーフィー派とハナフィー派の多い地域に、自らのハーキムを指名する、と規定している第10条項も同様に修正されている。このダッアーン協定の第7条項と第10条項の二つの条項は、一つの国(即ちイエメン)を分割する事も目的にしていた。ダッアーン協定の第6条項にも前述の正当化と同じものがあるが故に、この条項をトルコ側が設定をし、イマームがこれに同意するという形であった。

イエメンで、イマーム・ヤヒヤーが統治権を伴い独立したその直後、それは全トルコ人達のイエメン出国後のことであり、後に我々が知る様になるが、その事は第1次世界大戦の直後のことであったが、イマーム・ヤヒヤーは自らの派、ザイド派をイエメン全国の全裁判所に普及させた。そしてザイド派に基づいて統治させることを全司法行政官に強制させた。また告訴裁判所に対してはザイド派と同じ裁定に、論拠を制限する様に命じた。

そんな中で、我が若き共和国が実行した最良の策というのは、裁定をつくる委員会の創設であろう。この委員会ではイスラーム法であるシャリーアの精神に一致しているか、一学派に制限されることなく、真理と正義が浸透しているかどうかを強調することを意図している。それどころか我が永遠の共和国は裁判審議会と司法省の代表者として、統治者達に対して「裁定をつくる委員会」において、規定されていない事柄に関してイジュティハード(学的努力)の権利を与えている。 また共和国はシャリーアの裁判官には、イジュティハードの資格とクルアーンとスンナ(勧められる行動規範)そしてイジュマーウ(合意)とキヤース(類推)から逸脱しないシャリーアの論拠に拠る裁定を演繹する能力を要求していた。

さてダッアーン協定は第3条項を修正しているが、その第3条項はイマーム・ヤヒヤーが協定の草案として設定したものであるが、彼が裏切り者や賄賂の授受をした者に対する懲罰を規定している。また第4条項も修正している。そこでは官吏や役人達の充分な給料の支払いを規定することが求められているが、これは彼等が賄賂を受け取ることを避ける為であった。ダッアーン協定の第2条項は、イマームが提訴する訴状の審理のために、控訴裁判所を設置することを規定している。第3条項では、イマームにこの裁判所の長官とメンバーを指名する権利が与えられた。但し、指名された彼等をトルコ政府が任命することが条件付けられていた。同様に第5条項では官吏の一人が職権を乱用した際に、この件を(トルコ政府のアラブ)州に報告する。この事によってイマームの職権は制限されている。

次の事項は我々にとって注目に値するであろう。即ち、イエメンが統治権を伴い独立した後、このイマーム・ヤヒヤーがなした協定を我々が振り返ると、官吏や役人達に充分な給与の支払いを彼は特になしたことがあっただろうか? (と言う疑問が生じる)

非常に残念ながら、回答は、否である。我々の永遠なる共和国は、世界的な物価上昇が無くても、官吏達には充分な給与を公平に支払っている。また確信をもって次の事が述べられる。即ちイマーム・ヤヒヤーは、予想される彼の統治の将来に、彼の為に宣伝となる様なものとイエメンにおけるオスマーン・トルコの統治に対しての質の悪い宣伝以外を、この協定の条項には設定していない。また彼は、少数のトルコ人総督を除くが、オスマーン・トルコの統治の間、存在していた事象に関する真相を歪曲してはいなかったが、彼は独立後イエメン人達に約束した事を実行しはしなかった。

イマーム・ヤヒヤーが彼の条件の中で規定したザカート(強制喜捨)の項目はと言うと、これは第7、第8 条項においてその量と受け取り方法に関するものであるが、ダッアーン協定はこの項目を完全に無視している。 恐らくそれはイマームに対して、彼の影響が及ぶ地域において、行動の権利を残すものであったのであろう。 そしてザカート税金全般に関するトルコの影響が及ぶ地域に存在している状況を保持する事に、トルコ政府は 熱心であったからであろう。にもかかわらず、イマームに対してダッアーン協定第16条項において、トルコ政 府は彼の収穫の10%を支払うように義務付けている。

イマームが提示した諸条件の中で第10条項、これは避難民達の受け渡しに関するものであるが、これは無視された。と言うのは国際的な慣行と人権に反するからであり、特に彼は政治亡命者達に対して「裏切り者」と言う名称で彼等を描写していたのであった。

ダッアーン協定は次の様に規定している諸条件を安堵している。即ちイマームには寄進、遺言に関する諸事を監督する事が委ねられている。そして一般的な恩赦や、アーニス地方やハウラーンそしてアルハブやハーシド地方のイマームに味方した諸部族の人々に、彼等の手元にある公共財に対して赦免を与えること。トルコ政府はこの作業において、これらの諸地域から何等かのものを得る事が難しい、と言う事を知っていた。と言うのはそこにおけるトルコの統治は揺れ動いており、トルコ政府の如何なる影響力もそれらの地域には存在していなかったからである。

そして最後にダッアーン協定は、第15条項において次の様に規定している。即ち直接的にせよ、或いは枢密 院もしくはシャリーア(イスラーム法)に則ったハーキム(統治者)を通じてにせよ、イマームに対して贈答 の権利がある、ということである。

第19条項においては、政府の官吏及びイマームに従う人達がイエメン国内を旅行することが可能であることを定められている。この事は、平和や身の保障に対して注意しなくても、と言う条件の下で政府の官吏及びイマームに従う人達が、近くからお互いの状況を監視するために、またイエメン国内を旅行するためにこの様な自由を与える、と言う目的であった。

また上記の事と共に、イマームの為に援助をしたり、贈り物や奉納物を贈ることを望む全ての人々の身の安全を保障されていたが、この事は協定前に実施されていた懲罰が繰り返されることを避けながらの事であった。またイマームの側についてのみ実行される1つの条件が彼に課されている。その条件とは、トルコ政府がイエメンで影響を及ぼしている地域の(出身者で)彼の下にいる人質を解放することであった。その地域とは即ちサヌアーとその近郊のイムラーンやヒラーズであり、イエメンおよびトルコ双方での戦闘で大いに悩まされた地域であった。

ダッアーン協定は和解案の基本として提示されて諸条件において、イマーム・ヤヒヤーが採用しなかった諸条件を付加している。それは第4条であり、懲罰の裁定の実行は、裁定に関するトルコ元老院の承認とスンニー派の意向の発令により規制を受ける。即ち4ヶ月を越えないうちに、司法権を有する統治者が、調停に努力し(それに成功しなかった)後、裁定の実行にトルコのスルターンが合意すること意味するのであった。

ダッアーン協定の第8条項、それは田園地帯において地方巡回裁判所の(地方行政官に関する)任命を規定している。これは訴訟人が政府の地方行政府の拠点に到着する煩雑さから守る為であった。またこの条項は、オスマーン・トルコ政府に対して各地方機関の長なる人物の任命を約束している。それは恐らくオスマーン・トルコ政府がこの条項の裏側に、目的を設定したからである。それは様々な田園地帯の状況を身近な所で止まって監視していたい、と言うものであった。その事はオスマーン・トルコ政府自身が単独で任命した地方行政官達と執行者達を通しての事であった。また同時に政府の諸拠点の外で正義を広めるため、そして諸村落において人々の権益を保護するための具体例としてのことであった。

その他この協定は第20項目を付加している。即ちオスマーン帝国による協定認可後の双方に定められた、つまりそれぞれの勢力圏を規定する国境の不可侵を課している。

ダッアーン協定を巡る諸意見のまとめ

ダッアーン協定で知られるこの和平協定を巡る意見は様々であった。(注:32)

(注:32)「イエメンのオスマーン統治」ファルーク・オスマーン・アバーザP.285引用要約

ロンドンのタイムズ紙は次の様に言っている。「革命の指導者達に改革を約束し、莫大な金をもって買収し、 トルコ政府は余り名誉あるとは言えない協定をイマーム・ヤヒヤーと結んでしまった。イマームはこの和平で、 当初望んでいたよりも多くのものを手に入れたのであった。」

エジプトの「アッリワー (旗)」紙はこう言っている。「イマーム・ヤヒヤーの支配権に立脚した事実上の 国家に対してトルコ政府は異を唱えておらず、彼を独立した支配者として和平協定では扱っている。」

ジャラール・スーリー・ベクは「青年トルコ」に論文を書き、その中で協定を非難して述べている。「イマーム・ヤヒヤーが自分の好きにどこの政府とも協定を結ぼうと、それを止め得る力はこれから先にはない、と言うことだ。」

旅行家アミーン・アッライハーニーその著書の中で書いている様に、在イマームの国家主権の承認、及び国 民の中で特別なイマームの地位を認める国家の承認、と言った様に具体化されている和平協定の本質を指摘し ている。

またドイツ人旅行家ハンス・ハンフェルナルは、和平締結の最たる要因は、イスラーム世界に対する(リビア)のトリポリ侵攻とその占領以来のイタリアの脅威である、と指摘している。

タウフィーク・アリー・バルウは前述の和平協定について次の様に書いている。「イマームにとって、そこには何ら特記される様な収穫は無い。またある程度まで国家の概念を(手に入れたと言う観点では)勝利であると考慮されようが、また統治に関しては(オスマーン帝国から分離する様な)非中央政権的思考に基づいては実施されることはないであろう。たとえそれがザイド派の人々にとって、シャリーア(イスラーム法)での統治の観点以外には、完全な(統治の)委任権の拡張の基盤に沿っていなかったとしても、である。和平協定はオスマーン・トルコとイエメンの双方の立場に対して、共に同時に理論的に回答成し得るものであると考慮される。」

ムスタファー・サーリムは自らの書「現代イエメンの構成」の中で、タウフィーク・アリー・バルウの意見を支持し、次の様に強調している。「この合意は、財政的側面の改革と税額のコントロール及びアーニス地方やハウラーンそしてアルハブやその他の地方の様に幾つかの地方に対する税金の恩赦を導いた。と言うのはその諸地域の貧困さに応える為であり、かつ10年間に及ぶものであった。また和平協定は、合意前に存在していた政治的な罪を犯した者達に対する恩赦を実現している。またイマームの下に居た幾人かの人質を解放すること、そして他の諸改革までのことであった」。

また彼は次の様に指摘している。「合意はイエメンを 2 つに分割するものではなかった。即ちオスマーン・トルコに従う地域とイマームに従う地域である。しかし彼は、イエメンに対する一般的なオスマーン・トルコの支配権を強調している。そしてそれは、イマームの影響下にある地域にまで及んでいた。イマームに関しては自治権を与えること以上のことを意味せず、それはメッカのシャリーフ(太守達)には、オスマーン・トルコの支配権を彼等が承認する事によって、自国において特別な地位を与えられたのであった。

これはダッアーン協定に関して言われた諸意見の集合である。その大部分においてそれらは次の事を指摘している。「この合意はイマームに対して、彼の影響の及ぶ地域においてさえ完全な独立を与えてはいなかったが、イマームは幾つかの権利を得ている。そしてこの合意は、災難や戦争に対して双方が苦しんだ末に、義務と必要性に応えて調ったものであった。そしてこの合意は、遠い道のりへの歩みに対する最初で、根幹を成す一歩であった。但しもし1914年に始まった第1次世界大戦が決定的な解決をもたらさず、次に詳細が提示され

るムードロス休戦合意に沿って、オスマーン・トルコ帝国に強制的にまた全面的にイエメンから撤退させなければ、のことであった。

マフムード・ナディーム総督時代 西暦1912年~1914年

ダッアーン協定で知られる合意が、イエメン人とトルコ人双方の間で成立するや、トルコの総督イゼット・パシャはトルコに戻った。そしてムハンマド・アリー・パシャが次の総督として(イエメンに対する)トルコ支配を継続し、その後オスマーン帝国は1913年(ヒジュラ暦1333年)、ついにマフムード・ナディーム・ベクにイエメン統治を委ねることとなった。

その時アハマド・イゼット・ベクは、彼がイエメンから離れるに際し、その殆どを残したイエメン駐留軍に対する管轄権を、自分に代わるマフムードに一任していた。一方、マフムード・ナディーム総督は、今回が2回目だったが、イエメンにおけるトルコ人支配の最後の総督になる、と思われていた。1912年と翌13年いっぱいは、イエメン中、到る所で(注:33)イエメン人達と駐留トルコ人達の間に安定がもたらされた。

(注:33) 「イエメン史における悲惨と貧困の調査」アブド・アルワーシー・アルワーシー著第 2 版 P.322

しかしながら1913年には、乾燥と日照りが続き、イエメン全土に天然痘が蔓延し、多くの子供達が死んだ。 それは一般的に言うと、戦争の後に通常もたらされる伝染病によって、貧困と病気が広まるのと同じであった。 更に物価も上がった。

この1913年という年について言うと、平和と安定がイエメンにもたらされたこと以外、乾燥や日照りに見舞われた年であった (注:34)。但しこの平和と安定については、イマーム・ヤヒヤーが山岳地帯の様々な部族やその他の部族に対して送った書簡において、オスマーン帝国への服従を促し、オスマーン帝国から離脱したり、及びオスマーン帝国の兵士達を攻撃したらどんなことになるか、について警告を発しながら、(平和と安全という) 2 つのことを主張し、その増大に集中的に力を入れたものであった。

(注:34) 「イエメン史における悲惨と貧困の調査」アブド・アルワーシー・アルワーシー著第2版 P.325

書簡の中で彼は、部族(の兵士)達に対して、農業に関心を払うこと、そして仕事に戻ることを促した。その事は、イエメン大隊の幕僚長であるイフサーン・ベクがイエメンからベイルートに戻っている間、ベイルートの新聞「ムフィーダ」紙に答えたコメントと同じ物であった。新聞の特派員が、彼に対して和平条約のメリットについて聞いた時、彼はこう答えた。「和平条約以降、イエメンの各県は、トルコのアラブ諸州の中で一番安定している!」と。但し、素晴らしい天然資源のもたらす富と調和する多くの文明的(近代的)プロジェクトを必要とする、と言う条件付きであったが・・・

イフサーン・ベクはアルホダイダからアルハジャーラまで、鉄道を延長することによりイエメンを改革する 方法に関するオスマーン帝国の計画を示した。しかるに帝国は現在に到るまでに(彼の声明で言及された範囲 内では)たった3kmしかそれを延長しなかった。

そして彼はその声明を次の言葉で締め括っている。「鉄道こそが兵士の移動を容易にするのである。しかしながら帝国がもしイゼット・パシャの政策に従っていたならば、この鉄道は軍事的というよりもむしろ経済的なものとなったであろう。イエメン人達は帝国との戦闘を止め、互いに約束を取り交わした時に、農業そして工業へ向けて帰っていったのだ。

これらの人々の知恵はその地方における文明化の普及に大いに貢献している。これらの人々が暴力と厳格さ

の政策によってではなく、夢の政策によって支配されることは帝国の公益の内といえる。イエメンの幾つかの 地方では、土地は一年に4回耕され、また或る地方では2回耕される。そこでもし帝国が、イエメンの農業に 関心を持ったならば、その財務において新しい増収入源を持つことになろう。しかし私にとって残念なのは、 政府は多くの農業機械を送りはしたが、現在に到るまで農業を教える者を派遣しなかったこと。そしてこの無 関心がこれらの機械の故障の原因となった、ということを貴方達に言わなければならないということである」。

イエメンにおけるオスマーン帝国の幹部の一人によるこの声明は、和平締結後の帝国とイマーム・ヤヒヤーとの間の比較的安定した雰囲気の光景を我々に与えてくれる。またこの声明は、その中でイエメンにおける多くの諸改革を確立する準備をしている。しかしながら前述のイフサーン・ベクはその方法に関しての帝国の不行き届きを指摘している。その事についてはこの後明らかにしていく。

イマーム・ヤヒヤーは、和平協定締結後すぐにも、ハムル市に本拠地を置き、協定の規定に基づき、自身に割り当てられた全権と総督としての権利を行使し始めた。これと並行して、イエメンの各部族の元へ使者、使節を派遣し、友好親善を図るとともに、この事は彼の指導の下、再結束を促すためであった。あとはヤヒヤーに刃向かう者として、国内には、アシール地方にいたムハンマド・ブン・アリー・アルイドリーシーだけとなった。これについては後に「イアーム・ヤヒヤーとイドリース家」という題の下、とりわけ両者の確執を取り扱った章で、詳しく述べる。

イアーム・ヤヒヤーは、トルコ政府から財政援助と物品の無償授与の提供を受け始めた一方、自身の勢力が及ぶ地域では、喜捨及び納税の結果得られる収益を集め、蓄財し始めた。とはいえヤヒヤーの統括地に隣接する(アラビア半島のナジドを拠点にしていた)イブン・サウード(両者の顛末については後述)及びイギリスの勢力、そして取り分け、(メッカの大守であった)シャリーフ・フセインとの衝突は避けながらのことであった。

前述した和平協定締結後は、イエメン国内はかなり安定し、また高地に住むイエメン人の大多数も、イアーム・ヤヒヤーに忠誠心を見せるようになってきた。それでもトルコ政府とイアーム・ヤヒヤーの両者が、ある地域(サヌアーと近郊の)殆どの住人達は不満の声を上げざるを得なくなり、

1914年 6 月にはイスタンブールに直訴状が打電される事となる (注:35)。内容は2つの支持系統を1つに絞るよう嘆願するものであった。つまり住民には二度にわたって納税する能力は無いので、トルコ政府が徴税し、その中で決まった額をイマームに提供するか、或いはイマームが徴税しトルコ政府との取決めをイマームに果たさせるかのいずれか一方に制限するよう求めるものであった。

(注:35)「イエメンのオスマーン統治」ファルーク・オスマーン・アバーザ著 P.293

「イエメン概説史」第5巻〔イエメン現代史〕P.17~32